

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

リゾート会員権について

Q: リゾート会員権の入会金は、税法上どのように取扱われるのでしょうか。

A: リゾートブームといわれ、法人が福利厚生目的等で、リゾート会員権を取得するケースも多くなっています。税務上の取扱いは、ゴルフ会員権に準ずることになります。すなわちリゾート会員権の入会金は①法人会員として入会する場合は資産計上、②個人会員として入会する場合にはその会員に対する給与ということになります。ただし、法人会員として入会しても（記名式に限る）、名義人が業務と関係なく利用していれば入会金相当額がその者に対する給与となり、逆に（無記名式の法人会員制度がないために）個人会員として入会しても、これが業務上必要なものと認められれば資産計上することになります。

この税務上の処理は、期間の定めがないものについては、脱会又は譲渡時まで資産計上を要することになり、脱会の場合は、その時点で損失に計上し、譲渡の場合には譲渡損益の計算を行なうことになります。一方、有効期間の定めがあり、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができないものについては、繰延資産としてその期間に応じた償却を行なうことになります。

（注）年会費その他の費用は、その用途に応じて交際費又は福利厚生費若しくは給与となります。

